

(第一類 第十六號)

第六回 国会議院衆

建設委員會議錄

第五号

二六五

促進の請願(星島二郎君外六名紹介)(第八二六号)

牧田川ダム築設の請願(大野伴陸君紹介)(第八二七号)

潤川治水事業促進の請願(宮幡靖君外一名紹介)(第八三二号)

東京都西部地区各河川改修の請願(花村四郎君外一名紹介)(第八三三号)

和歌山県下災害復旧事業助成の請願(今村長太郎君外五名紹介)(第八三五号)

黒浦大手海岸に護岸工事施行の請願(生田和平君紹介)(第八三六号)

智頭川砂防工事施行の請願(稻田直道君紹介)(第八三七号)

釜石崎にレンネル開設促進の請願(内海安吉君紹介)(第八三八号)

国道二十三号線一部改修の請願(薬師神岩太郎君紹介)(第八四〇号)

大淀川上流改修の請願(瀬戸山三男君外四名紹介)(第八四五号)

阿武川下流改修工事施行の請願(庄司一郎君外二名紹介)(第八四九号)

瀬戸千種間県道改修の請願(川本末治君紹介)(第八五〇号)

岡山、鳥取両県間間道を国道編入に関する請願(稻田直道君紹介)(第八八四号)

湧別川に橋りよう架設の請願(林好次君紹介)(第八八八号)

鶴岡、白岩間道路改修の請願(池田正之輔君紹介)(第八九六号)

渡良瀬川改修促進の請願(森下孝君外一名紹介)(第九〇〇号)

千田村地内の信濃川に護岸工事施行外。

の請願(田中角榮君紹介)(第九〇二号)

砂川、新十津川間に右狩川に架橋の請願(篠田弘作君紹介)(第九〇五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

大淀川上流部改修促進に関する陳情書(宮崎県都城市北原町郡市協調会館内大淀川上流部改修促進委員長龜田正武外四名)(第一七三号)

住宅金融公社法案制定の陳情書(長崎市長崎県議会議長岡本直行)(第一七五号)

国道十六号線改修の陳情書(和歌山县知事小野眞次)(第一八〇号)

松江市の災害復旧援助に関する陳情書(松江市長小林誠一)(第一八五号)

国道一号線改修の陳情書(濱松市議長木全大孝)(第一〇四号)

北上川支川改修工事促進の陳情書(盛岡市岩手県町村会長下飯坂元)(第一〇七号)

阿武隈川改修工事施行の陳情書(福島県安達郡本宮町長伊藤穂)(第二三四号)

災害復旧費に対し全額国庫負担の陳情書(山口市山口県議会議長清水爲吉)(第二二七号)

岡山、鳥取両県間間道を国道編入に関する請願(稻田直道君紹介)(第八八四号)

湧別川に橋りよう架設の請願(林好次君紹介)(第八八八号)

鶴岡、白岩間道路改修の請願(池田正之輔君紹介)(第八九六号)

渡良瀬川改修促進の請願(森下孝君外一名紹介)(第九〇〇号)

千田村地内の信濃川に護岸工事施行外。

前会に引き続き質疑を継続いたします。田中角榮君。

○田中(角)委員 関係の方々に四、五点御質問を申し上げたいと思います。

住宅営団が閉鎖機関に指定されました

うのでありますて、この廃止法案に対しましては異論のないところであります。

住宅政策面に非常に大き

い間、日本の住宅政策面に非常に大き

な位置を占めておつた住宅営団の功罪

といふものを、われくがこの際十分

きわめておきましたして、近くつくられる

運びになつておりますところの住宅公

社法の審議に対しても、十分の資料に

いたしたい、かように考えておるので

あります。その意味におきましたして現在

社法の審議に対しても、十分の資料に

いたしたい、かように考えておるので

あります。その意味におきましたして現在

社法の審議に対しても、十分の資料に

いたしたい、かのように考えておので

あります。その意味におきましたして現在

うに思うであります。その意味におきましたして、現在までの赤字がどうしてできたのかということは、将来また御

見解をお持ちになつておるかといふ

ことを御質問申し上げたいと思いま

す。

○神代説明員 ただいまの御質問、趣

旨その他非常に私たちも同感をいたし

ます。そこで、まず第一に、

政府出資金その他が償還できないとい

うのに、なおかつ、これから一年間に

一億七千数百万円の事務費を要する、

その他のあります。これが赤字

の上塗りといふことになるのであります。

五千五百人であります。その他のあります。これが赤字の上塗りといふことになるのであります。

率的な運営をはかるためには、いかなる見解をお持ちになつておるかといふことを御質問申し上げたいと思いま

す。

○神代説明員 ただいまの御質問、趣

旨その他非常に私たちも同感をいたし

ます。そこで、まず第一に、

政府出資金その他が償還できないとい

うのに、なおかつ、これから一年間に

一億七千数百万円の事務費を要する、

その他のあります。これが赤字

の上塗りといふことになるのであります。

五千五百人であります。その他のあります。これが赤字の上塗りといふことになるのであります。

なつてみると、処分のできない間はどうしても管理、維持ということを委員会としてやらざるを得ない。しかもこれは全国に広がつております。同時にまた、家賃の取立もしなくちやならぬといふことで、非常に多くの人間を抱えておつたわけでございます。御説のように、もしそういう方針で進んだ場合に、優秀な人がどん／＼やめて行つて、あとには非常に能率な人が残るではないか、この点も私たちは非常に心配いたしまして、現在でもなるべくそういうことのないように——しかしこれに対するは、一方そういう優秀な人を、将来なくなつて行くであろう閉鎖機関の職務に従事させるということも、また非常にむずかしいのであります。そこで今後のことと同時に考えなければ——ただ優秀な人を残れと言つて、むりに残すわけにも参りませんので、ここにも非常にむずかしい点があるわけであります。そこで今後の方針といたしましては、どうしても住宅を早く処分しなくちやいかぬ。早く処分すればそれだけ経費も削減できるといふのがわたくしの案でござります。今度東京都に譲ることがうまく成りました。次々と同様な方針でやつて行きまして、早く処分をし経費を削減する。従つて一応の目安をこういふことでござります。従つてただいまの御意見に對しては、私たちも全然異議がないところでございまして、むしろ今後ともその辺は積極的に努力をいたしまして、御期待に沿いたいと思つてゐるわけであります。

○田中(角)委員　お説明は十分納得するのであります。昭和二十六年三月三十一日を清算結了の日と予定する、大体今までの通例によりまして、三月三十一日までかかるのが常道であります。その意味において、二十五年第二四半期、六月三十日くらいまでにこれを圧縮できるかできないかといふ見通しをひとつ伺いたいと思います。○神代説明員　これは先ほどちよつと申し上げましたように、一応の見通しで、大体見通しをつけおるとそれまでかかるのが常道だ、なるほどどうぞ申しあつた場合が今まで多いのでありますけれども、私どもとしては、全然そういうことは考えておりませんので、もう一つとこれよりも早くしたい。従つて法文にも、その前に結了すればやるといふぐあいに書いてあります。

○田中(角)委員　閉鎖日から現在までの貸借対照表、その他昭和十六年度からの損益計算書等が提出されておりま

す。先ほど個人的にちよつと伺いましたときには、もちろん閉鎖機関に指定された当時、政府出資金も返還できる、社債も全部返還できる、こういふ見通しのもとにやつたのであるが、時間が非常にすぎがあつたというよう結果と、もう一つ資金、給與その他の変動において、このようなマイナスができたというのであります。現在お出しになつておる償還不納額が、すなわち赤字よりもより時間的にまたその辺は積極的に努力をいたしました。そして時間的すれにおいて、やむを得ず現在の赤字になつた。しかも現

あるかないかという問題に対して御答弁を願います。○神代説明員　これは一応三月三十一日までかかるという見込みで、それから一応の経費の削減といふことも考えてあります。それでその前に結了し得る、あるいは経費の支出といふものもつと節約をしておれば、またそちらで行くことができれば、またそちらで行くことができるけれども、実際の間で、もし早く清算がうまく行きまして、その前に結了し得る、あるいは経費の支出といふものもつと節約をしておりません。

○田中(角)委員　予想はいいのですか、御説明ができるかできないか。○神代説明員　これは社債の補償が二億三千幾らで、これ以上に出るということはございません。それからもしどうしてもそれ以上に損失が出るといつても、別にこれを法的に補償するとかいうようなことは毛頭考えておりません。ただこれ以上に損失が出るといふ場合には、一般債務の弁済支出に響いて参りますので、一般債務の弁済率が悪くなつて参る、従つてそういうことがあつては非常に困りますの

で、どうしてもこれはこの程度に食い止めるほか手はないのじやないか。一度債務整理法といふものが今の形でスタートしておりますから、できるだけこの程度まで減縮、圧縮される見込であるといふくらいの説明がお聞きたいのです。そうじやないと、努力はいたします、そういう見込みであります。しかし現在に至つてそういうことを言ふことも、はなはだむずかしいものであるといふので、しかば現においてもうすでに九〇%以上も清算が終つたところの、現在お出される数字を出してくれるといふことの、動かす字といふことは、はなはだむずかしいものであります。しかし現在に至つてそういうことを言ふことは、はなはだむずかしいものであります。○田中(角)委員　私の質問がむりだとおもとに、この数字が現在御提示のものよりも少くなければならないとは思つておりますが、多くなるということが

あるかないかという問題に対しても御答

弁を願います。

○神代説明員　これは一応三月三十一日までかかるという見込みで、それから一応の経費の削減といふことも考えてあります。それでその前に結了し得る、あるいは経費の支出といふものもつと節約をしておりません。

○神代説明員　今は御質問でございま

るの程度に、現在出でる赤字よりももつと赤字が出ないよう努力した

い。それでその数字をお示したした

いのでござりますけれども、実際の問

題と、これよりも高くはならない、多くならないということは、まず

ますお約束できると思うであります

が、どの程度に下げるかといふこと

は、今後の清算状況早く処分され

かされないかということに非常にかか

ります。

○田中(角)委員　これは私ども並びに閉鎖機関整

理委員会を、ある意味では信用していただきたいと思うのでござります。

○田中(角)委員　住宅営団が閉鎖機関に指定されてから現在までは、ほとんど閉鎖整理委員会並びに大蔵省が、所管官庁としてやつておられるようになりますが、これはもちろん大きな住宅政策の一環としてなされた建設行政であります。この閉鎖機関指定当時の清算業務の方針その他に対するは、相違込み違ひがあつたと思うのであります。ですが、これはもちろん大きな住宅政策の一環としてなされた建設行政であります。この閉鎖機関指定当時の清算業務の方針その他に対するは、相違込み違ひがあつたと思うのであります。ですが、この閉鎖機関指定当時の整理方針の樹立その他に対するは、建設行政の主管大臣である建設大臣に、何かの御相談があつたかなつたかといふことをお聞きしたいと思います。

○益谷國務大臣　閉鎖機関指定清算時

の建設省に対する整理方針について

相談があつたかなつたかといふこと

○伊東政府委員 御指摘のように、この閉鎖機関の整理の問題につきましては、單なる清算ということだけではなく、これは國の方針に基いて住宅政策のために設置した機関でありますから、その清算につきましても、建設省としましても重大なる関心を持つておるわけであります。むろんこの清算については、大蔵省から建設省へ御相談があつたわけでございます。されば建設省としては住宅政策という面を強調いたしまして、国が一括してこれを買取つて、適当な方法で処分したいといふ希望を持つておつたのであります。が、いろいろ折衝いたしました結果、どうしても國としてはこれだけの財政の負担ができないということになつて、次善の策として今回のよくな処分の方法をとることになつたわけであります。ただその具体的な処分の方法について、清算の面からなるべく安い価格で、しかも現在居住している人に優先的に拂い下げたい。また安い価格でありますから、一ぺんにこれを拂い下げるということはなか／＼困難な場合もありますから、できるだけ長期の融資をして参つております。将来ともこの方針は堅持して、住宅政策の立場から、この清算事務については建設省から強力に差言して行きたいというふうに考えております。

○田中(角)委員 その点の将来のことに対しても、建設大臣の意見を徵したいのですが、この清算が頭から失敗するということを申し上げるのではありませんが、少くともなるべく一つにしたいということを、われわれは考えているのであります。こういう大きな実績を持ち、また大きな使命を持ち、しかも大きな負債を持つものがあったのじゃないかと私は思うのであります。この問題に対しては、一住宅専用法の廃止のみではなく、将来もこのようなものがたくさん出ると思うのであります。ですが、このような場合、法律的処置を講ずる意思がないかどうかということに対する大臣のお考えを承りたいと思います。

○田中(角)委員 これに関連して、同じような住宅金融公社法なるものがあり、近く本議会に提案されようとしておりますが、私が申し上げるまでもなく、これは住宅政策の一環として立てられるものであります。これは建設省に相談もあつたが、住宅局長の言われるのには、その内容その他にあまりタッチしておらないために、この赤字に対してはあまり責任はないのだというようなお話をありました。が、住宅政策を強力に行う上においても、これと同じ方針と使命を持つて生れるところの住宅公社設立の問題に対しても、この閉鎖的機関に指定せられた住宅當局法の例にかんがみて、少くとも建設大臣がこれを所管して、こういうマイナスを再び繰返さないようにしなければならぬ。もしマイナスができた場合は、数字的なマイナスにしろ、あらゆる面に対するマイナスに対しては、建設大臣が責任を負うところまで行かなければならぬと思うのでありますが、これに対する御意見を伺いたいと思います。

○益谷國務大臣 近く通常議会において御審議を願うことになると思うのであります。が、いわゆる住宅金融公社法ですか、これは政府の出資による住宅に対する融資であります。大体五十五億円が決定いたしております。しかしこれは、かりに住宅金融公社と称しておるのでありますが、むろん立法の相なると存じておりますが、これは住宅難を緩和する、政府の重大なる社会政策的な立法であります。しかして公社法案と申しますのは、建設大臣

と大蔵大臣との共管になるかとも思いますが、中心は建設大臣がこれに当るものと存じております。従つてこれに対する責任は、建設大臣たる私が負担しなければならぬと思います。ただいま御審議を願つております當局の廃止法は、閉鎖機関でありますから、これは大蔵大臣の所管であります。従つてこれはほど申しました通り、住宅政策の面からも強く発言をいたしますが、解除その他のことについては、私は容喙することができないであります。

○田中(角)委員 普通の企業体であつたならば、かかる赤字が算出されたことに対するは、非常に大きな問題ではあります。ですが、本来この住宅當局法は、申すまでもなく住宅政策としての公共性と、非常に高度の社会性を帶びた法律でありますので、その結果閉鎖機関に指定され、現在のようにもマイナスが出た場合、非常に逼迫せる國庫財政であつても、このしりぬぐいをしなければならぬということもまたがえんじられるのであります。そういう立法の精神並びに目的から見まして、赤字を出してまで行うところの整理は、少くともこの立法の精神に逆行するような処置をとられることで、これは絶対にしてはならないことであります。その意味において、立法の精神であると件に対しても、時間的に、技術的に間違わないからというがどときゆえに

もつて、この住宅営団法の精神に逆行するような処置を絶対にとつてはならないと思うのであります。その面に対する強い意思表示をひとつ願いたいと思います。

○神代説明員　ただいまの御意見はわれわれと同じ御意見でございまして、住宅営団法が公布されたということ自体が、非常な社会性を持つておりますので、これが閉鎖機関になつた結果、住宅営団法の精神が全うされなくなることは非常に困るということは、初めから非常にわれくが関心を持つたところでございます。それでこれを一般の閉鎖機関の整理と、住宅営団の清算とを比較して御説明申し上げれば、いかに住宅営団の清算にその法的な精神を含めてやつたかということがおわかりになると思ひますので、御説明申し上げますが、一般的閉鎖機関である場合には、これは御承知のように閉鎖機関といふものが、連合国の大命令によりまして、一定の非常に強硬なわくの中で清算事務をやらなくてはならない。それで資産の処分等につきましては、これは競売といふことが原則になつております。そこで住宅営団の建物を競売にしたらどうということになるということは、火を見るより明らかなので、たちまちの間に大きな社会問題を起す。それではこれを何とか一方では処分をしなければならぬ、しかし一方社会問題を起すことはどうしても避けなくてはならぬというところで考えたのは、先ほど申し上げましたまことに、何も居住者が余裕がある階級ではない。そうすればこれは居住者の身になつて考えれば、これはおられは

いいので、家賃を拂つて住んでさえ
られれば、何も自分のものにする必要
はない。これをどうしても買つてもら
うということになると、どうしても財
政的な金融的な援助を與えなければな
い。そこで私どもといたしまして
は、債権者である銀行その他とも非常
に密接なる連絡をとりまして、債権者
の側から言つても、これは処分をして
早く債権を回収することが必要ではな
いか、しかしそれがためには債権者
も、やはりわれり／＼と同じ考え方で協力
してもらわなければならぬというの
で、金融機関を通じまして、この個人
の買う場合の金融をやつたわけでござ
います。しかもこの金融は年賦償還で
なつておりますので、その居住者に買
わせるという方針を具体的に実行する
場合にも、かなりいろいろな技術を講
じなければならなかつたというのが実
情であります。

体としても、もとより相当これは経費倒れのするものでありますので、なかなか喜んで引受けるというような公共団体はほとんどないというのが実情でござります。そこでいぶん長い交渉を続けた結果、やや曙光が見えたのは、もし公共団体に対する財政援助をやつてもらえるならば、あるいは公共団体が、やはりこれも社会政策的な観点から引受けるのもやむを得ないだろうというようなことで、一応東京都をまず最初の交渉の相手といたしまして、交渉が始まつた結果、今とところまで行つております。まだ正式にこれが調印まで至つてしまふが、しかしめでて、東京都もとるというところまで行つております。まだ正式にこれが調印までは至つておりますが、しかしめでて、公共団体がこれを引受けてくれた場合には、閉鎖機関といったしましても、その後の経営あるいは処分ということについては、当然非常な関心を持つておりますし、さらには住宅政策の見地から言って、建設省としても非常に関心を持つておられることと申しますので、その点については公共団体と十分密接な連絡をとつて、せつかり今まで非常なむりをして清算といふものをやつて来ましたその最後の段階において、混乱が起らないようにしたいたいという決心は持つております。

つくるところの金融公社その他の重大なポイントがあるので、その資料にし
たい、こういうふうに考えておるので
ありますて、これは将来の住宅政策に
対して非常に大きなデーターを提出す
るという意味でありますから、でき得
るならばこの二項、すなはち仮供金、
未収入金の二項に対しては、閉鎖機関
に指定された日から現在までにおける
ところの、いわゆる月別の收支表の内
訳でも出していただければけつこうだ
と思います。だから本日はあえてこの
内訳の御説明を求めません。しかしそ
れよりも四、五項目下の在庫資材の表
であります、これに対するは数字的
な御説明を求めるというよりも、結果
論において赤字が出た三億五千数百
万円の赤字が出たという問題に対し
て、こういう赤字は閉鎖機関に指定せ
られた当時、整理の目標をこういう科
目においていた場合、非常にこの赤字とい
うものが減つたのではないかという立
場においてお聞きするのですが、二億
六千二百数十万円の在庫資材の拂下げ
譲渡に対して、これは当然自然腐朽そ
の他の減歩率があるのであります
が、その自然腐朽いわゆる破棄をしなけれ
ばならぬ帳簿価格からこれを除外しな
ければならなかつたようなものが、二
億一千数百万円の金額に対してどのく
らいのペーセンテージをもつてせられ
たかという問題が一問、第二問は二億
一千二百萬円の当時の在庫資材の換算
方法いかんにおいては、これが四億
円、間違つても三億円には当然マル公
の改訂その他になつておるわけでござ
りますが、回収その他の数字においては、これが四億
円は、ほどんど当時のマル公価格すな
わち帳簿価格で拂い下がたのではない

か。しかもこの帳簿価格で拂い下げた
ということが、対象が官庁であり、す
なわち當団が閉鎖機関には指定された
けれども、當団の持つところの使命を
そのまま存続せしめる機関にこれを譲
渡したという結果、こういうふうにな
った事情は認めるのであります。が、こ
の数字に対しても、どういうふうなお見込
みを立てたのか、その基準だけを伺い
たいと思います。

○溝口説明員　ただいまの御質問にお
答え申し上げます。在庫資材につきま
しての御質問でございますが、昭和二
十一年十二月二十三日の閉鎖日と、そ
れから指定業務解除日の四月一日の間
に、千八百万円減つております。これは
損でござります。資材の処分によりま
す減少でござります。それから次に五
番目の欄にB(2)となつておりますが、
これも同様処分の減少でございます。
それから別表の損益表でごらんになり
ますればおわかりだと思いますが、
資材につきましては閉鎖後処分しまし
て六千百萬円の利益を出しておりま
す。これはすべて公定のございますの
は公定でやつております。公定のござ
いませんものは時価を標準にして処分
いたしております。帳簿価格で処分し
ておるもののはほとんどございません。

○田中(角)委員　私の質問は数字を
云々するのではなく、もつと具体的に言
うと、政治的な答弁をほしかつたので
す。それは三億数千万円が赤字になつ
て来たのであって、当然この中で閉鎖
機関に指定された當時、これは普通の
企業団体でも同じことです、赤字を
出さない。すなわち余裕を持つて、赤
字をほとんど出さないという見通しを
つけるには、大体どういう科目でもつ

て目標をつけなければならぬかなどということは、私の申し上げるまでもないことです。そういふことによると、私が先ほど申し上げましたように仮拂金、未収金の内訳を聞いて、その中で回収不可能なものも出て来る。当時未収金の中で収金可能な額は、その内訳を見れば当然わかる話であります。だからその予想収入金と、仮拂金の中でもうけて来るわけですから、それを相殺してみると、大体赤字はどのくらい出て来る。あと予想できない事務費はどのくらいかかるかということだが、その科目だけでわかつて来るわけでありまして、その場合は資産の処分の中でもつて、いわゆる値を上げられるものでそのマイナスはカバーしきればいかぬということになると、在庫資材と営業用不動産の二科目しかないわけであります。営業用不動産はもちろん住宅政策並びに當局法の目的に反するような売買をすることはできな。すなわち競売を行うことができなかつたという意味において、いわゆる営業用不動産からその収益を見込むことができなかつたということになると、住宅當局は昭和十六年ごろから買いつけておつたのであります。その後の在庫資材状況を見るときには、二億一千数百万円を約倍額の四億円ぐらゐに評価することはむずかしいことではなかつたのであります。だから閉鎖機関に指定せられた當時、赤字を出さないためにとられた整理方針の中に、最も大きいくロード・アップされなければならぬものが在庫資材の評価であり、すなわち整理方針であるということになるのであります。そ

渡壙却に對して、どういうふうなお考えを持つておられたかということです。それは当時のいわゆるマル公だけでもつて建設省にやるとか、公共団体にやるとかいうものであるから、マル公のまま、すなわち簿外財産は帳簿価格のままでやらされたというのであるが。もう一つは、これがいわゆる結論的に倍に評価しておつけられども、実際は五、六千万円しかプラスにならなかつたということになると、その差はどこから出て来るかといふと、いわゆる整理によるところの自然廃棄といふものでもつて出て来なければならないわけです。これは木材の百万石に対し一割ないし一割五分の減歩率が出て来るということも当然あり得ると思うのですが、住宅當局の非常に大きな資産であり、特に當局としてはたくさんの資材を安いマル公で当时お買い集めになつておつたものもありますが、このようなものはどうであるか。しかもこの仮拂金に関連をいたしまして、当時山元で買いつけておつたものもあるようになりますが、そういうものが回収できなかつたという面から出て来る数字は、これはペーセンテージからいえば問題にならないのです。ですが、その過程において、普通は木材において自然腐朽が一割以上あるものが、住宅當局に二割ないし三割あつたかないから、そういう意味でひとつ根本的な御意見を伺いたいのです。

話のございました在庫資材は一部使いまして、完全閉鎖のときには一億九千四百万円ございましたが、このうちで大体その後の補助住宅等に利用できます現場、山元の木材とか、あるいは一般資材等は、これは一括して建設省でお取り扱つております。そのかわりに先ほど来申し上げましたように、その処分のときのマル公を標準に建設省の方も話をいたし、あとにつきましては政府の方針といたしましては、やはりマル公を標準にして、あるいは地方公共団体等に出しております。それ以外は競売をいたしたのでございますが、ただこの中で一番大きな問題は木材であります。これは住宅団が終戦直後に簡易住宅三十万户を建てますために、日本木材との間におきまして、動員木材の使用するものを受けたのでございますが、この動員木材が実は山の工場より奥にございまして、ほとんど戦時に伐倒はしてございませんけれども、山の谷からそれを引出すためには道もつけなければならない。輸送も別の手段を講じなければできないというようなものを、実は帳簿で頂戴いたしましたものが非常にたくさんございまして、この山の工場より奥にあります動員木材の処分が非常に困難でございまして、これを処分いたしまして使いますには費用をかけなくてはできません。処分が困難なところへ持つて参りまして、その後和歌山県、東北方面における水害が影響いたしまして、この山工場にあります木材が非常に流出してなくなつたのであります。従いまして、今御指摘になりました公定価格が上つておるにかかわらず、在庫資材に対する水害が影響いたしまして、この工事がで

して、この損失は木材に関するものが多く非常に多いと思います。

○田中(角)委員 もう一問で私は質問を終ります。これは住宅営団の功罪と、いうことになるのでありますて、住宅営団は赤字は出ましたけれども、戦前戦後にわたつて、日本の住宅行政に貢献をなしたということは、まず認めます。同時に罪の意味において私たちに取上げられることは、悲しいかな、三億五千六百万円の赤字を出して、窮乏せる国庫財政からまたこれをもらわなければならぬ、ということが罪の一つであります。が、それよりもっと大きな意味から見ますと、住宅営団が設立せられた當時、國庫支出金も非常に少なかつたということにも基因するのであります。が、住宅営団に対して、世人がきわめて端的に表明するところは、いわゆる日本の建築行政に対し非常に大きな功績があつたということは、大衆はあまり知らないで、大衆が言うのは、安からう悪からうといふ言葉であつたのであります。これは住宅営団に対して私が申すのではない。大衆がそう言つております。確かに安からう悪からうといふような結果があつたと思いませんが、これはただに住宅営団の運営そのものが悪かつたのではなく、公共性が非常に強く限られたもので、短時間内には、もちろんそういうことも考えらるるのであります。が、これは一つの過去の実績であつて、これからは住宅政策に対しては、この功罪というものは非常に大きなデータとして尊重せらるべきなればならぬ意味において、今も建設省においては、年々庶民住宅を建ておられるのであります。が、その國庫庶民住宅も、初めは安からう悪から

いて、大蔵省並びに建設省としては、いかなる見解を持つておるかといふことを伺いしたいのです。この都度に拂い下げる住宅は鉄筋アパートが二千四百五十八戸、敷地が住宅當所有地として二万三千二百七十坪、木造住宅が三千九百八十五戸、敷地が七万八千二百五十坪、共同住宅が一千二百六十二戸、敷地が八千四百十坪、こういふものでありますと、この拂い上げ価格が一億円というのでありますけれども、こういう敷地だけをもつしても十万坪になるのでありますと、一千円とすれば敷地だけについてすでに一億の値打ちがあるものなのであります。こういうものを營利会社である復興建設会社に拂い下げまして、その結果どういうことになるかということは、もう言わなくてわかると思うのであります。現在東京都の建設局で、收賄關係で今收容されておるところの資材課長の吉野といふ人は、すでに復興建設に行くよう内定になつておつたということも聞いておるのであります。さらによつた、この復興建設株式会社の相談役である山下太郎さんといふ人、これは住宅當局が二十二年から二十二年の間、土地住宅や資材権利譲渡について活躍した、こういう経歴を持つておる人なのでありますと、こういつたのはだ明朗を欠く復興建設株式会社に、都が代行してやらせるということになれば、結局ここに、土地住宅に対する莫大な利権をめぐつていろいろ暗い面が出て来る。そして結局その犠牲はだれに転嫁されるかというと、現在入つておる住居者であるが転嫁されて来ることになるのであります。

ます。従いましてます住宅當局の方は山下太郎さんとの関係、大蔵省の方は復興建設にやらせることになったと資金課長が説明しておるのであります。が、その關係、こういうものを詳しく御説明願いたいと思うのであります。

さらにもう一つ、めんどうですからず一緒に質問事項を全部言つてしまいます。建設省の方では、これはたびく住宅局長も住宅政策にのつとて今後十分に監督して行くといふ明がありましたから、念を押すようなものです。が、第一に売却処分をする場合、買えない人に対してどういうことになるか。たとえばわりに買わせようとしたり、あるいは強制立ちのきをやらせたり、あるいは競売をさせたり、そういうことを絶対にさせないという決意をお持ちであるかどうか。さらに當初の方で修理をしないので、借家人の方が自費で修理したものが相当あるようであります。その修繕代といふものは、当然家主たるもののが負担するのが義務でありますから、家賃またはその家を買取った場合は、買取り価格等からその修繕費を差引くことが当然であると思いますが、これに対しましてお考えを承りたい。さらにまた家屋の売却代金といふものは、当然その家によって全部違うのであります。借家人と家主との相談すべききめるのが当然であります。一方的に値段をきめてこれまでの借家人の権利を擁護して、政

るか。こういう点について建設省の方から、十分現在の住宅に住んでいる人たちが納得できるような御見解を表明願いたいと願うのであります。

○神代説明員 御質問の第一点の、大蔵省資金課長が山下といふものに渡し

課長いたしましたて、そういう話が大分前に起つておつたということは聞いております。それで閉鎖機関の住宅営団の処分といふことについては、先ほどから御説明もありましたよう、何とかして公共団体に譲りたいということを考え、当局と交渉しておりました。その途中において東京都が、さらにどこかに売つて処分するというような経緯になつておつたということは聞きましたので、当初から今お話を復興建設会社でございますか、そちらに売ることになつておつたのでは毛頭ないのであります。山下と東京都の間にどういう契約を結ぶのか、実際に山下の方が買いたくて東京都へ持ちかけたのかどうか。少くとも私どもの方の方針から申しまして、また実際の交渉から行きまして、東京都は初めから買いたくないのだということをしきりに言つておつたのでございます。これは各公共団体全部そうでございまして、周囲でどうしても処分ができるまい。これを一般の競争にするということ是非常に不適当でありますので、何か東京都その他の公共団体と話をしたいということで進めて来ておりましたので、これが今お話をのように、復興建設工業にさらに東京都から譲り渡すとか、東京都その他の公共団体と話をしたいようになりますれば、当然私どもいたしましても、東京都と

復興建設との間にはどういったような契約で、どういつたよう引継いで行くかということを、よく十分に見て行きなくてはいけないことだと思いまして。それで現在の段階におきましては、東京都と閉鎖機関整理委員会との

間で、今契約の内容について検討いたしております。これについても、まだ私の方へはどういう契約で行くかといふことについて、何ら報告を受けておりませんので、さらにその辺の事情につきましては、閉鎖機関整理委員会の方で、あるいは具体的な内容がわかるのじやないかとも思います。一応私が知つておる範囲、並びに今後どういうようにしていかということについて、御説明申し上げます。

○池田(翠)委員 ただいま知らないといた御答弁でありますけれども、すでに昭和二十四年の七月に当国会に提出されました住宅営団未処分住宅を買収されるというこの議案の中に、都は一応これを買収の上、そのまま大蔵省、建設省並びに共同融資團の推薦する引受け團体に一括譲渡するものとすると、ちゃんとたわれておると思う。これをあなたの方知らないということは、実に怠慢もはなはだしいと思う。一体しからば大蔵省並びに建設省は、いかなる團体を推薦するおつもりなのか、これを聞きたい。

○神代説明員 ただいまの御説明で、あるいは私の方から申し上げたことが不十分であつたかとも思いますが、今都議会でそういう問題が起つたということは、もちろん承知しております。それで私どもの立場といたしますと、東京都がさらはどうするといふようなことになりますと、これはどう

しても住宅政策の見地から考へざるを得ません。どこに売るか、東京都がさらにこれをどうするかということになると、これはどうしても将来的の住宅政策という見地からかつてはやわらかくて困る。そこでそれについては、

設行政の立場から、あるいはまた償還の立場から、ある者はその立場から、うしても考慮に入れなければならぬので、一應それはむしろこちらから、かつてやられては困る、将来チェックしようといつもりであります。それで都に充ちてしまつたならば、それでこちらは知らぬといふよろしくで、従つてあるいは都議会でそういうふうに思ひ入れたのではないかと思ひます。それで都に充ちてしまつたならば、それがうまく行くようにといふことは十分希望もし、将来も見て行こうといつもりはいたしております。

○池田(義)委員 建設省に先ほど私が質問いたしましたが、どうしても貧乏で買えない者は、買わなくともその家に住んでいられるように、その権利を擁護する決意が政府にあるかどうか。強制立ちのきをさせられたり、あるいは競売をさせられたりするという立場の人々をどうして保護するか、そういうことをさせるかさせないか、これがひとつ明言していただきたい。

それから借家人が修理した場合、この修理代というのは家主が負担すべきのが当然であるから、買つた場合は、代金から差引したり、あるいは完全から差引いたりすることが当然だと思うのですが、その点はどうか。そしてから完却代金というものは一方的にきめるのではなくて、やはり双方納得が

くでこれをきめてほしい。こういう点について政府の住宅政策という立場から、この機会にひとつはつきりと言明していただきたいと思うのであります。これは建設大臣に対する質問であります。

それがら営業の方には、山下太郎といふ人が今問題になつておるが、その山下といふ人と住宅営業は、どうものとの関係は、昔も相当関係があつた。あつたから出て来る。出て来たから私どもが疑惑を持つのであります。昔から一体どういう関係があつたのか。巷間うわさされるような関係があるのか、そうじやないのか。この点はつきり明言していただきたいと思うのであります。

○伊東政府委員 強制立ちのきといふような結果にならないようにする考案があるかということであります。が、これはむろん借家法によつて居住権を保護されているわけであります。が、やはり一般的の居住権の保護ということと同様に、居住者の保護は十分考えて参ります。強制立ちのきなどといふ事態には絶対にしないよとにいたしたいと思つております。

それから売却の場合に修繕費をどういうふうにするか、それから売却代へをどういうふうにしてきめるのか、こういうお話をありますが、この売却代は、金につきましては、従来経営住宅を居住者にだん／＼売拂つております。将来も大体それを基準にしてやつて行きたいと思つております。修繕費をまさに含めるとか含めぬというふうなよ

につきましては、これはこまかい点になりますし、具体的な問題の場合について、なるべく無理が行かぬよう監督して行きたいと思つております。

○池田(轍)委員 それをもう少しはつきりしておかないと……たとえば何月何日まで整理事務を完了するというのでしょうか。だからそういう問題をはつきりしておかないと、まだ／＼この法律通り閉鎖事務を完了することはむずかしいと思う。でありますから、そういう問題をぜひひとつはつきりしていただきたい。とにかく住居人の権利を擁護する立場に建設省が立つて行くのか行かないのか、という点が、私の質問の眼目なんです。この点はつきり住宅局長が約束してくだされば、私たち以上言う必要はない。それから當團の人がどうしても山下との関係を言わないので、それをひとつ……。

○小林説明員 山下との関係という御質問がありました。これは閉鎖の当時、つまり保管委員会——整理委員会になりましたのが二十二年の五月ですか、その以前に住宅當團は保管委員会時代において閉鎖になつております。神代課長から當時の整理の方針等について、詳しく時期的区分をして御説明を願つたのですけれども、そのいわば第一期という時代であります。結局このとき住宅當團は二千六百余戸の仕掛け宅といつてまだ上らない住宅を持つていた。それで第一期におきましては、住宅を処分するのに、でき上らないものを売ることはできない。そこでこれを完成することが住宅當團としている仕事は第一の仕事であつたわけです。そこで閉鎖すれば仕事はやらないといふのが、大体清算の原則になつておる

のでございますが、やざるを得ないなります。指定業務といふものがあるので、必要

な限度においてのみ仕事をするといふのであります。しかしそれもできることが自然自分でやらない方がいいのでし

て、地方公共団体が未完成住宅を引受け、當團の残余資材を譲渡され、それでもつてやつて行けば、これが一

番いいのだというので、地方公共団体に向つてまず働きかけたのであります。清算当局に対しては、

○田中(角)委員 最後に結論といたしまして、清算当局並びに建設省に対し意見を付したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○淺利委員長 御異議なしと認めました。それではこれにて質疑を終了いたします。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○内海委員 この際本案に関する討論を省略いたしまして、ただちに採決せられることを望みます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○淺利委員長 御異議なしと認めました。それではさよう決しました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○内海委員長 ただいまの内海君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○淺利委員長 御異議なしと認めました。それではさよう決しました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○内海委員 この際本案について採決いたしました。これより本案について採決いたしました。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

少くとも二十六年四月以降にわた

らざること。

一、赤字を極度に圧縮すること。

二、清算期日をできるだけ短縮し、

少くとも二十六年四月以降にわた

らざること。

三、未整理物件中、ながんすぐ當業用不動産の譲渡については十分考慮の上、當團設置法の趣旨に反せず、公共性並びに高度の社会性を保持すること。

建設省当局に対しては、一、當團の実績結果に従って、将来の住宅政策に完璧を期せられたいこと。

○淺利委員長 起立総員、よつて本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○淺利委員長 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○内海委員 この際本案について採決せられることを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○内海委員長 御異議なしと認めました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○池田(轍)委員 それをもう少しはつきりしておかないと……たとえば何月何日まで整理事務を完了するというのであります。だからそういう問題をはつきりしておかないと、まだ／＼この法律通り閉鎖事務を完了することはむずかしいと思う。でありますから、そういう問題をぜひひとつはつきりしていただきたい。とにかく住居人の権利を擁護する立場に建設省が立つて行くのか行かないのか、という点が、私の質問の眼目なんです。この点はつきり住宅局長が約束してくだされば、私たち以上言う必要はない。それから當團の人がどうしても山下との関係を言つて、売れないので、それをひとつ……。

○小林説明員 山下との関係という御質問がありました。これは閉鎖の当時、つまり保管委員会——整理委員会になりましたのが二十二年の五月ですか、その以前に住宅當團は保管委員会時代において閉鎖になつております。神代課長から當時の整理の方針等について、詳しく時期的区分をして御説明を願つたのですけれども、そのいわば第一期という時代であります。結局このとき住宅當團は二千六百余戸の仕掛け宅といつてまだ上らない住宅を持つていた。それで第一期におきましては、住宅を処分するのに、でき上

らないものを売ることはできない。そこでこれを完成することが住宅當團と

しては第一の仕事であつたわけです。そこで閉鎖すれば仕事はやらないといふのが、大体清算の原則になつておる

ところです。ですから資材も住宅をも何も拂下げ

ます。ですから資金も住宅をも何も拂下げ

ます。ですから資金も住宅をも何も拂下げ